

基本方針④ 循環型社会システムの形成



日本古来の「もったいない」の心や創意工夫の心を大切に、廃棄物の発生抑制や資源の再使用、再生使用などの3Rが推進され、生産から廃棄までのライフサイクルを通して環境負荷の少ないまちを目指します。

基本施策	目指す方向性
4-1. ごみ減量・リサイクルの推進	すべての人が「もったいない」の心を大切にし、限りある資源を大切にする生活様式が定着しています。

4-1-1	○ごみの減量とリサイクルの推進 循環型社会の実現に向け、更なるごみの減量及びリサイクルと適正処理を進めることで、ごみ処理施設の延命化と維持管理経費の縮減を目指します。
-------	--

■関連する主な事業等

◇一般廃棄物の現状

担当課：廃棄物対策課

家庭系ごみ（家庭から排出されるごみ）は、平成11年（1999年）3月の全市9種分別（燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック）の導入を契機に減量が進み、令和6年度（2024年度）の搬入量はピーク時の平成10年度（1998年度）より約43%減少しています。

また、事業系ごみ（事業所等から排出される一般廃棄物）についても、一般廃棄物収集運搬業許可業者に対する搬入の指導や、自主的にごみ減量に取り組む事業所の増加により、平成13年度（2001年度）以降減量が進み、令和6年度（2024年度）の搬入量はピーク時の平成12年度（2000年度）より約50%減少しています。

今後も循環型社会の形成を推進するため、市民や事業者にごみの減量意識の向上や適正排出を目的とした啓発や広報を実施します。

(表3-4-1) 年度別ごみ搬入量

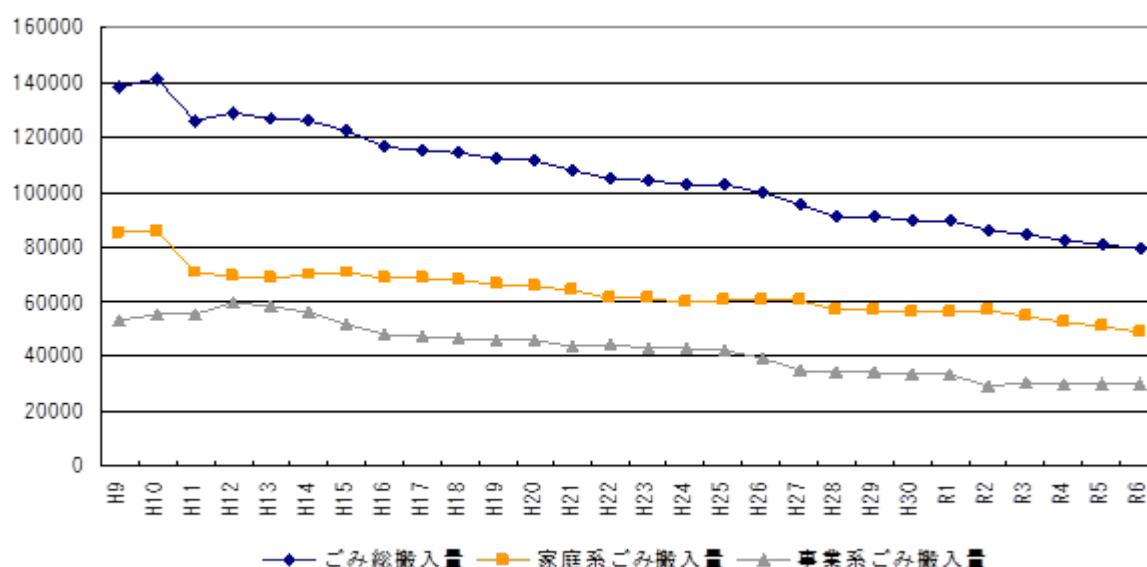
(単位：t)

年度	ごみ 総搬入量	家庭系ごみ 搬入量	事業系ごみ 搬入量	対前年度増減率		
				総搬入量	家庭系	事業系
平成9 (1997)	138,498.58	85,075.00	53,423.58	1.3 %	1.7 %	0.8 %
平成10 (1998)	140,995.61	86,011.66	54,983.95	1.8 %	1.1 %	2.9 %
平成11 (1999)	125,706.03	70,197.25	55,508.78	-10.8 %	-18.4 %	1.0 %
平成12 (2000)	128,663.33	68,998.79	59,664.54	2.4 %	-1.7 %	7.5 %
平成13 (2001)	126,560.77	68,172.17	58,388.60	-1.6 %	-1.2 %	-2.1 %
平成14 (2002)	125,765.05	70,079.96	55,685.09	-0.6 %	2.8 %	-4.6 %
平成15 (2003)	121,998.64	70,717.75	51,280.89	-3.0 %	0.9 %	-7.9 %
平成16 (2004)	116,179.29	68,276.33	47,902.96	-4.8 %	-3.5 %	-6.6 %
平成17 (2005)	115,174.68	68,055.96	47,118.72	-0.9 %	-0.3 %	-1.6 %
平成18 (2006)	113,906.84	67,537.15	46,369.69	-1.1 %	-0.8 %	-1.6 %
平成19 (2007)	112,101.59	66,300.39	45,801.20	-1.6 %	-1.8 %	-1.2 %
平成20 (2008)	110,951.10	65,380.16	45,570.94	-1.0 %	-1.4 %	-0.5 %
平成21 (2009)	107,873.34	63,876.20	43,997.14	-2.8 %	-2.3 %	-3.5 %
平成22 (2010)	105,019.60	60,843.65	44,175.95	-2.6 %	-4.7 %	0.4 %
平成23 (2011)	104,005.40	61,039.71	42,965.69	-1.0 %	0.3 %	-2.7 %
平成24 (2012)	102,723.84	59,867.02	42,856.82	-1.2 %	-1.9 %	-0.3 %
平成25 (2013)	102,618.74	60,689.69	41,929.05	-0.1 %	1.4 %	-2.2 %
平成26 (2014)	99,567.94	60,258.61	39,309.33	-3.0 %	-0.7 %	-6.2 %
平成27 (2015)	95,515.95	60,605.70	34,910.25	-4.1 %	0.6 %	-11.2 %
平成28 (2016)	91,137.13	56,945.94	34,191.19	-4.6 %	-6.0 %	-2.1 %
平成29 (2017)	90,614.78	56,471.79	34,142.99	-0.6 %	-0.8 %	-0.1 %
平成30 (2018)	89,474.59	55,783.94	33,690.65	-1.3 %	-1.2 %	-1.3 %
令和元 (2019)	89,771.16	56,313.10	33,458.06	0.3 %	0.9 %	-0.7 %
令和2 (2020)	85,857.21	56,442.71	29,414.50	-4.4 %	0.2 %	-12.1 %
令和3 (2021)	84,674.39	54,477.45	30,196.94	-1.4 %	-3.5 %	2.7 %
令和4 (2022)	82,315.24	52,331.12	29,984.12	-2.8 %	-3.9 %	-0.7 %
令和5 (2023)	80,773.97	50,725.74	30,048.23	-1.9 %	-3.1 %	0.2 %
令和6 (2024)	79,050.16	48,968.33	30,081.83	-2.1 %	-3.5 %	0.1 %

※平成16年度以前は月ヶ瀬村・都祁村を含まない。

(図3-4-1) ごみ搬入量の推移

(単位：t)



(表3-4-2) 令和6年度(2024年度)のごみ搬入量

系列	ごみの種類	搬入量 (t)	総搬入量に対する割合	系列に対する割合
家庭系	可燃	40,904.73	51.7 %	83.5 %
	不燃	5,461.61	6.9 %	11.2 %
	大型	1,936.93	2.5 %	4.0 %
	埋立	619.29	0.8 %	1.2 %
	有害	45.77	0.1 %	0.1 %
	小計	48,968.33	62.0 %	100.0 %
事業系	可燃	29,857.51	37.7 %	99.3 %
	不燃	224.32	0.3 %	0.7 %
	小計	30,081.83	38.0 %	100.0 %
総搬入量		79,050.16	100.0 %	

◇再資源化事業

担当課：廃棄物対策課

(1) 再生資源定期収集

平成4年(1992年)7月から空き缶と空きびんの分別収集をモデル地区で開始し、平成9年(1997年)12月にはペットボトル・飲料用紙パックを回収品目に加え実施してきました。

全市での再生資源分別収集として、平成11年(1999年)3月22日から、空き缶・ガラスびん・ペットボトル・飲料用紙パック及びプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、再資源化を図っています。

(2) 環境清美センター内資源回収場での資源回収

環境清美センターに自己搬入された再生資源を分別回収し、ごみ減量と再資源化を図っています。

(表3-4-3) 環境清美センター内資源回収場での資源回収実績

単位：kg

種 別		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
空 き 缶	アルミ	8,404	7,515	7,122	5,182	5,494
	スチール	9,104	7,545	6,654	5,060	5,110
	計	17,508	15,060	13,776	10,242	10,604
ガラスびん		126,207	138,037	125,112	54,764	52,927
ペットボトル		12,195	11,850	11,010	10,080	10,080
紙パック		915	765	645	585	660
合 計		156,825	165,712	150,543	75,671	74,271

種 別	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
新聞	20,240	15,820	13,560	9,650	10,945
雑誌	128,360	110,090	76,560	76,610	79,830
ダンボール	83,420	71,170	56,740	53,070	54,550
布類等	33,565	52,924	34,310	27,205	21,130
合 計	265,585	250,004	181,170	166,535	166,455

(3) 使用済小型電子機器の回収

平成26年（2014年）7月から、市役所・出張所・行政センター・民間施設等、市内の24か所を回収拠点として使用済小型電子機器の回収を開始し、ごみ減量と再資源化を図っています。加えて、令和5年（2023年）8月から、環境清美センターへ持ち込まれる「燃やせないごみ」から使用済小型電子機器をピックアップして回収する取組みを開始し、更なるごみ減量と再資源化を図っています。

令和6年度（2024年度）

回収実績 157.13 t(令和6年4月～令和7年3月)

(4) 生ごみ処理機器購入助成

家庭内で発生する生ごみを自家処理するため生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器、ダンボールコンポストを購入する市民に対し、購入費の一部を助成しています。

○助成内容

- ・ 生ごみ処理機 購入価格の2分の1（限度額30,000円）で1世帯1基
- ・ 生ごみ堆肥化容器 購入価格の3分の2（限度額7,000円）で1世帯2基以内
- ・ ダンボールコンポスト 購入価格の2分の1（限度額2,000円）で1世帯年4基以内

(表3-4-4) 生ごみ処理機器購入助成実績

単位：件

種 別	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
生ごみ処理機	89	91	71	81	86
生ごみ堆肥化容器	63	73	69	27	29
ダンボールコンポスト	8	13	13	1	0
合 計	160	177	153	109	115

◇ごみ減量キャラバン

担当課：廃棄物対策課

様々なごみ減量活動に取り組んでいる市民団体、「奈良市ごみ懇談会」と協働で市内の公民館等において「ごみ減量キャラバン」を平成24年度（2012年度）から開催し、ごみの分別排出の啓発やごみ減量の手法の紹介を行っています。

令和6年度（2024年度）は5月13日の富雄南小学校をはじめ計22か所の公民館及び小学校で開催しました。

◇奈良市ごみ分別アプリ

担当課：廃棄物対策課

スマートフォン等で使用していただける「奈良市ごみ分別アプリ」を平成27年（2015年）3月1日から公開しています。ごみカレンダーやごみ分別事典等ごみに関する多様な情報をアプリで確認することができます。

◇食器類リユースイベント

担当課：廃棄物対策課

食器類リユースイベントは、まだまだ使える陶磁器製・ガラス製食器を持ち寄り、欲しい人に持って帰ってもらうイベントです。

いらなくなった陶磁器製・ガラス製食器は捨てるとう燃やせないごみになってしまいますが、欲しい人に使ってもらうことでごみを減らすことに繋がります。また、集まった食器類のうちリユースに適さない状態の食器は、リサイクルし、資源を有効活用しています。

(表3-4-5) 食器類リユースイベント開催実績

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
開催回数(回)	0	4	4	4
回収量(kg)	0	1,748	20,005	22,309
リユース量(kg)	0	1,097	3,353	4,094
リユース率(%)	0	63	17	18
リサイクル量(kg)	-	-	7,740	14,400
リサイクル率(%)	-	-	39	65

※令和3年度については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い開催しておりません。

4-1-2	○プラスチックごみの抑制と再資源化 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の成立を受け、法の趣旨に則り、プラスチックごみの更なる発生抑制や再資源化を推進します。
-------	---

■関連する主な事業等

◇公共施設資源回収

担当課：廃棄物対策課

平成4年(1992年)9月から、公共施設における空き缶回収を開始し、平成9年(1997年)12月にはペットボトル・飲料用紙パックを回収品目に加え、現在、市役所・出張所・行政センター・公民館・人権文化センター・連絡所等を拠点として回収を行い、再資源化を図っています。

(表3-4-6) 公共施設資源回収実績

単位：kg

種 別	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
空 き 缶	アルミ	21,046	17,110	18,070	17,266
	スチール	21,130	25,666	16,882	16,862
	計	42,176	42,776	34,952	34,128
ペットボトル	49,585	65,460	65,405	56,450	52,515
紙パック	9,084	9,168	14,340	5,916	4,726
合 計	94,221	121,956	121,921	96,494	91,305

(表3-4-7) 再生資源定期収集の回収実績

単位：kg

種 別	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
プラスチック製容器包装	3,366,820	3,381,800	3,383,710	3,239,740	3,171,860

4-1-3	○多面的アプローチによる食品ロスの削減 食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、食品ロス削減の機運が高まる中、「手つかず食品を無くす」といった家庭で取り組む食品ロス削減と、「てまえどり」運動推進やフードバンク活動の認知度向上のための啓発など、食品ロス削減に向け多方面から取組を進めています。
-------	---

■関連する主な事業等

◇食品ロス削減キャラバン

担当課：廃棄物対策課

小学校の児童及び公民館の市民団体向けに、奈良市から出た食品ロス量や、学校給食で残された給食量、食品ロスを減らす工夫などの講話を行う出前講座を令和6年度（2024年度）は8か所の公民館及び小学校で実施しました。



4-1-4	○古紙リサイクルの認知度向上 紙ごみの削減に向け、再生利用可能な古紙類、特に「雑がみ」と呼ばれる古紙についての認知度を向上させるための広報・啓発に引き続き取り組むとともに、集団資源回収未実施の自治会等に向けて、取組実施を促すための要請を行っていきます。 また、事業所に対しても、古紙のリサイクルを実施するための環境づくりを検討します。
-------	--

■関連する主な事業等

◇ごみ減量キャラバン等での啓発

担当課：廃棄物対策課

公民館で活動する市民団体向けに「ごみ減量キャラバン」を実施しており、その内容に、雑がみの種類、奈良市から出た再生可能な紙類の量、雑がみの出し方、なども含めて行っています。令和6年度（2024年度）は9館で行いました。

また、雑がみの認知度を向上させるため、「雑がみ保管袋」を作製し市内全戸に配布することで周知・啓発に努めるとともに、市内の公民館等に「雑がみ回収ボックス」を設置し、地域の集団資源回収を補完する形で、雑がみの排出場所を創出しています。

基本施策	目指す方向性
4-2. 廃棄物の適正処理の推進	生産から廃棄までのライフサイクルを通して環境負荷の少ないまちが実現しています。

4-2-1	○産業廃棄物の減量・リサイクル 産業廃棄物については、パトロールの実施など廃棄物処理法等に基づいた適正処理指導を行うとともに、排出抑制についての啓発を継続することで、減量・リサイクルを推進します。
-------	---

■関連する主な事業等

◇産業廃棄物対策

担当課：廃棄物対策課

産業廃棄物が適正に処理されるよう、産業廃棄物処理業・処理施設の許可、産業廃棄物の不法投棄防止の指導等の産業廃棄物対策に関する事務を行っています。

◇建設廃棄物対策（建設リサイクル法）

担当課：建築指導課

建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約2割をしめており、建設工事現場からの建設廃棄物の排出量は、全国で年間約8,300万 t（平成14年度（2002年度））になります。

そこで、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が平成14年（2002年）5月30日に施行され、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた一定規模以上の工事（表3-4-8）については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別し、再資源化等することが義務付けられました。その結果、建設廃棄物の排出量は約7,600万 t（平成20年度（2008年度））に減少しています。

（表3-4-8）建設リサイクル法に係る規模の基準

工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物の解体	床面積の合計80 m ² 以上
建築物の新築・増築	床面積の合計500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額1億円以上
その他の工作物に関する工事 （宅地造成・擁壁工事などの土木工事等）	請負代金の額500万円以上

また、建設リサイクル法においては、国や地方公共団体等の発注する工事については届出に代えて通知を行えばよいこととされています。

奈良市における建設リサイクル法の届出件数・通知件数は、（表3-4-9）のとおりです。

（表3-4-9）建設リサイクル法による年間届出・通知件数

	届出件数（件）	通知件数（件）
令和2年度（2020年度）	610	152
令和3年度（2021年度）	734	164
令和4年度（2022年度）	662	181
令和5年度（2023年度）	739	182
令和6年度（2024年度）	754	159

平成14年5月30日法施行後の平成14年度（2002年度）、本市は解体業者、建設業者、不動産業者の各協会の協力のもと担当者に啓発を行い、翌平成15年度（2003年度）は強化パトロールを実施し、関

係各業者に指導を行いました。平成16年度（2004年度）は開発に伴う造成工事等のパトロールに重点を置き、平成17年度（2005年度）より届出に基づく届出シール（工事現場での建設業等の標識への添付用）の配布をしています。

令和7年度（2025年度）も、引き続き現場における適正な分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施を推進していきます。

4-2-2	○不法投棄の防止 不法投棄防止の取組については、不法投棄対策カメラの設置を進めるとともに、不法投棄の注意喚起に取り組むことで、事案の減少を目指します。
-------	--

（表3-4-10）監視パトロール、苦情処理及び多量排出事業所立入件数

	出動日数 (日)	出動か所 (カ所)	不法投棄等 に対する指導件等 (件)	野焼き行為に 対する指導等 (件)	指導継続中 不法投棄
監視パトロール	*64	*193	0	4	0
苦 情 処 理	—	* 48	12	22	—
多 量 排 出 事 業 所 立 入	0	0	—	—	—
合 計	*64	*241	12	26	0

* 延べ数

■関連する主な事業等

◇不法投棄防止対策

担当課：まち美化推進課

ごみの不法投棄は、都市美観を損ない、付近の生活環境を著しく低下させることとなります。これに対応するために市民の通報による不法投棄ごみの処理を行っています。また、要望のあった自治会には不法投棄警告の立て看板を交付するとともに、不法投棄警告センサー及び同対策カメラを設置している不法投棄されやすい箇所につきましては、重点的に巡視しています。

4-2-3	○浄水場における産業廃棄物削減 浄水場の浄水処理過程で発生する土を園芸用土等に再利用し、産業廃棄物の削減を目指します。
-------	--

■関連する主な事業等

◇浄水発生土の有効利用

担当課：企業局 送配水管理センター

浄水場の浄水処理過程で発生する土を売却し、園芸用土等への再利用を図っています。令和6年度（2024年度）は2,790 tの産業廃棄物の削減を図りました。

4-2-4	○新クリーンセンターの整備 どうしても利用できないごみは適正に処分することにより、環境への負荷ができる限り低減される社会の実現に資する、安全で安心な新クリーンセンターの整備を図ります。 その整備については、ごみ処理広域化を視野に取り組みます。 また、事業所に対しても、古紙のリサイクルを実施するための環境づくりを検討します。
-------	---